

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項 目			
1	1	第1	1	(3)	事業の背景・目的	「宇都市全体の汚水人口普及率は、令和5年3月31日現在で79.0%となり、～」とありますが、今後人口減少が懸念される中、貴市の下水道接続率の将来見込みについて教えてください。	募集要項等に示します。
2	1	第1	1	(3) (6)	事業の背景・目的 事業方式	「西部浄化センターについて公共施設等運営権（PFI法7条項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定し、その他、西部処理区における運営権設定対象施設以外の施設については、包括的民間委託等により」とありますが、両方を合わせてPFI法に基づく特定事業とするののご趣旨でしょうか。それとも「包括委託」の部分はPFI事業の対象とはしない、との方針でしょうか、ご明示ください。	両方を合わせてPFI法に基づく特定事業とします。
3	1	第1	1	(3) (6)	事業の背景・目的 事業方式	上記の質問に関連しますが、「包括委託」に該当する具体的な事業・業務範囲およびそこでのリスク分担、さらには契約方法などの取り決めなどに関する「実施のための方針」を具体的にご提示ください。それがないと、包括委託部分についての実施方針に関する検討が難しいためです。	事業・業務範囲等について、募集要項等に示します。
4	2	第1	1	(4)	イ 基本運営方針	「一般会計繰入金削減」とありますが、経済社会情勢や制度・法令などの変動や変化が想定しがたい、超長期期間（30年間）で御市が想定する「一般会計繰入金削減」の具体的な数値につきご教示ください。それがないと参画検討への前提が不明であると存じます。	実施方針（素案）の基本運営方針の内容に記載すべきものではないと考えます。ご意見としては承ります。
5	2	第1	1	(4)	オ 宇都市モデル	「宇都市モデル」及び構成される「最先端技術」や「共創による運転管理」について、ご想定されるものがあればご教示ください。	応募者様からの提案に期待するものであり、本市の想定等は申し上げられません。
6	2	第1	1	(4)	キ 地域住民との協業	「地域住民との協業」について、ご想定されるものがあればご教示ください。	応募者様からの提案に期待するものであり、本市の想定等は申し上げられません。
7	2	第1	1	(5)	本事業の対象施設	ア〜カに係る管渠は本事業の対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	2	第1	1	(5)	本事業の対象施設	ポンプ場の包括民間委託を玉川ポンプ場包括的民間委託の方に集約するのではなく、本コンセッション事業側に含める検討をするという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	2	第1	1	(5)	- 本事業の対象施設	本事業の公共施設等運営事業の運営権対象施設は西部浄化センターとご指定されていますが、貴市と事業者との責任分界点（例えば、流入部なら流入ゲート、放流部なら放流渠の敷地境界線等の情報）を別途の開示資料等でご教示いただけますでしょうか。	募集要項等に示します。
10	2	第1	1	(5)	玉川ポンプ場の包括的民間委託	玉川ポンプ場の包括的民間委託について、「双方が合意した場合、包括的民間委託の事業範囲に含めるものとする。」とありますが、事業範囲に含める方法としては、本事業で設立されるSPCの契約変更（受託内容の変更）を行うという認識でよろしいでしょうか。契約手法について想定されていることがあればご教示ください。	募集要項等に示します。
11	2	第1	1	(5)	玉川ポンプ場の包括的民間委託	玉川ポンプ場に関連する提案は、公正性の観点から事業者選定時の技術評価には影響しないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、玉川ポンプ場以外についても、公平性を担保できるような提案を求めるように考えております。
12	3	第1	1	(6)	事業方式について	本事業は、公共施設等運営事業（運営権設定対象施設）と包括的民間委託（運営権設定対象施設以外の施設）を併せた事業方式で、SPCが本事業の対象施設を一体的に管理運営することから、実施契約は双方の事業方式を含めた一本の実施契約となるという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	現時点では、ご理解のとおりです。最終的には、実施契約（案）で示します。
13	3	第1	1	(6)	雨水に関する事項	包括的民間委託の補足欄に「雨水に関する事項は、募集要項等の公表時に示す。」とありますが、雨水に関するリスク分担について貴市の基本的な考え方を教えてください。本事業の参画検討に必要なためご回答を何卒よろしくお願いいたします。	雨水に関しては、運営事業者（SPC）による故意によるものや明らかな過失を除き、市の負担と考えております。詳細は、募集要項等に示します。
14	3	第1	1	(6)	雨水に関する事項	包括的民間委託においては「雨水に関する事項は、募集要項等の公表時に示す。」との補足がありますが、公共施設等運営事業についても同様に、「雨水に関する事項は、募集要項等の公表時に示される」という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	3	第1	1	(7)	事業の範囲	公表が予定されている実施契約は、公共施設運営事業と包括的民間委託が一体となったものなのでしょうか。それとも、それぞれ、契約するものなのでしょうか。	公共施設運営事業と包括的民間委託が一体となった契約と考えています。
16	3	第1	1	(7)	事業の範囲	事業契約に定められた委託禁止業務とは、どのような業務を想定しているかご教示願います。	募集要項等に示します。
17	3	第1	1	(7)	事業の範囲	「事業契約に委託禁止業務として定められた業務を除いた」とありますが、現時点で委託禁止と定めている業務はありますか。	No. 16の回答を参照下さい。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
18	3	第1	1	(7)	－	事業の範囲	「事業契約（公共施設等運営事業について規定する公共施設等運営権実施契約を含む）」との記載がございますが、今回「事業契約」には「公共施設等運営事業について規定する公共施設等運営権実施契約」の他「包括的民間委託契約」が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	No. 12の回答を参照下さい。
19	3	第1	1	(7)	－	事業の範囲	本項には「事業契約（公共施設等運営事業について規定する公共施設等運営権実施契約を含む）」の記載があります。このことから判断すると、本事業には事業契約とは別に公共施設等運営権実施契約があるように読めます。本事業には複数契約が存在するという理解でよろしいでしょうか。その理解が正しい場合に、包括的民間委託契約はどの契約に含まれるのかご教示いただけますでしょうか。	No. 12の回答を参照下さい。
20	3	第1	1	(7)	ア	公共施設等運営事業	本事業における住民窓口業務の所掌について質問します。30頁の別紙3（リスク分担表）では住民対応の分担が記載されておりますが、これはリスクの分担であって、本質問では通常時の窓口業務の所掌を確認するものです。本事業では公共施設等運営事業と包括的民間委託が共存しており、かつ管路施設が事業対象外であることから、住民窓口業務は貴市が分担するものと理解しております。その理解でよろしいでしょうか。	住民窓口業務の初期対応については市と考えています。その後の運営事業に係る対応は事業者と考えています。
21	3	第1	1	(7)	ア	①義務事業（7）経営に関する業務	事業者が策定する「事業計画書（事業計画、運転管理計画、水質管理計画、改築計画等）」の内容、策定頻度等について要求水準書に明示いただきたくお願いいたします。事業計画書の内容や策定頻度は案件毎にかなり異なるため、あらかじめ明確にしていきたい旨です。	募集要項に示します。
22	4	第1	1	(7)	ア	①義務事業	「その他必要な事項」については、可能な限り明確化いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
23	4	第1	1	(7)	ア	①義務事業（7）改築に関する業務	「改築」の具体的な業務内容を明示いただきたくお願いします。具体的な内容として「改築計画書（スマネ計画）の策定」「設計」「工事」「施工監理」「台帳更新」などを想定しており、どこまでが業務範囲となるか確認したいという主旨です。	募集要項等に示します。
24	4	第1	1	(7)	ア	①義務事業	事業期間中に「（ウ）改築に関する業務」の対象となる施設と見込まれる時期についてご提示ください。	募集要項等に示します。
25	4	第1	1	(7)	ア	公共施設等運営事業 ①義務事業	既存設備の改築において、費用縮減、環境負荷低減などを図る目的で行う既存機器の型式、仕様、台数などの変更は、義務事業に含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	4	第1	1	(7)	ア	②附帯事業	「市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく既存の処理工程を継続しても構わない。」とあり、提案が必須ではないと理解しましたが、附帯事業は評価対象になるでしょうか。	検討し、募集要項等に示します。
27	4	第1	1	(7)	ア	②附帯事業	「市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。」とありますが、要求水準書ではなく実施契約書において事業者の実施義務を定めるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	4	第1	1	(7)	ア	②附帯事業	「市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく既存の処理工程を継続しても構わない。」とありますが、附帯事業の提案の有無については、事業者選定時の技術評価の対象にならないという理解でよいでしょうか。	No. 26の回答を参照下さい。
29	4	第1	1	(7)	ア	附帯事業	「附帯事業とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業」とのことですが、「新たな処理工程」以外の提案は認められないのでしょうか。	主たる目的が、費用削減、収益発生、環境負荷低減等になるので、その目的に合致していれば認めます。
30	4	第1	1	(7)	ア	公共施設等運営事業 ②付帯事業	②附帯事業 「応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく既存の処理工程を継続しても構わない」と記載がありますが、提案された附帯事業は事業者選定の評価対象になると考えてよろしいでしょうか。	No. 26の回答を参照下さい。
31	4	第1	1	(7)	ア	公共施設等運営事業 ②付帯事業	②附帯事業 附帯事業も義務事業と同様に交付金を申請して行う補助事業と考えてよろしいでしょうか。	交付金事業に限定されたものとは考えておりません。
32	4	第1	1	(7)	ア	公共施設等運営事業 ②付帯事業	②附帯事業 附帯事業の説明として「新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うこと」と記載されておりますが、既存の西部浄化センターの処理方法の変更に関する制限などがあればご教示ください。	募集要項等に示します。
33	4	第2	1	(7)	ア	事業の範囲 公共施設等運営事業 ②付帯事業	②附帯事業 附帯事業を提案した場合は審査における加点評価対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 26の回答を参照下さい。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
34	4	第1	1	(7)	ア	②附帯事業 附帯事業の提案の評価に関する方針について	附帯事業について応募者は提案することができ、その実施義務については優先交渉権者として選定されたのちに内容を踏まえて行われるものと記載されています。基本的には附帯事業の提案については提案書提出時点で実施義務があるものとして取り扱われ評価される方針との理解でよろしいでしょうか。	No. 26の回答を参照ください。
35	4	第1	1	(7)	ア	②附帯事業 事業者に対するインセンティブとの関係性について	20頁に記載されている「第3 4 事業者に対するインセンティブ」では効率的な運転管理のほか事業者の創意工夫ともお示しされています。附帯事業はこの事業者の創意工夫として取り扱われてインセンティブが付与されるとの理解でよろしいでしょうか。	附帯事業に関しては、原則、インセンティブ対象外となります。
36	4	第1	1	(7)	ア	②付帯事業	「提案は必須ではない」とありますが、「加点あるいは採点」の対象となるのでしょうか。	No. 26の回答を参照下さい。
37	4	第1	1	(7)	ア	②付帯事業	「既存の処理工程の継続をしても構わない」については、stromane計画の改築は必ず行うが、その際に既存の処理工程と同様でも可である、という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	4	第1	1	(7)	ア	②付帯事業 ③任意事業	付帯事業は、あくまでも処理工程の工夫から生まれる、広い意味で義務事業の中に含まれる事業という解釈でよろしいでしょうか。 一方の任意事業は、処理工程からは切り離された事業である、という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	4	第1	1	(7)	ア	③任意事業	「市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合には事前に市の承諾を必要とする。」とありますが、選定の過程で任意事業の提案を行った場合、評価対象になるのでしょうか。	募集要項等に示します。
40	4	第1	1	(7)	ア	③任意事業	「任意事業の提案は必須ではなく」と記載されていますが、提案した際の実施義務についてのお考えを教えてくださいいただけますでしょうか。	募集要項等に示します。
41	4	第1	1	(7)	ア	③任意事業	任意事業については、本事業期間の一部の期間のみに実施する任意事業の提案も可能でしょうか。また、任意事業を本事業期間中に中止することは認められますでしょうか。	募集要項等に示します。
42	4	第1	1	(7)	ア	公共施設等運営事業 ③任意事業	③任意事業 任意事業の説明の中で「任意事業の提案は必須ではなく」と記載がありますが、提案された任意事業は評価対象になると考えてよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
43	4	第1	1	(7)	ア	任意事業	任意事業で施設などを設置する場合、公共施設等運営事業の対象である西部浄化センター敷地内であればよいと考えてよろしいでしょうか。その他、場所の制限はございますでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は募集要項等で示します。
44	4	第1	1	(7)	ア	③任意事業	「提案は必須ではない」とありますが、「加点あるいは採点」の対象となるのでしょうか。	募集要項等に示します。
45	4	第1	1	(7)	ア	事業の範囲 公共施設等運営事業 ③任意事業	③任意事業 任意事業については事業者を実施義務を負わせるものではなく、審査においても評価対象外との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
46	4	第1	1	(7)	ア	③任意事業 任意事業の実施義務と提案の評価に関する方針について	任意事業は事業者による独立採算の事業であり、かつ事業期間中においても提案できるものであると理解しております。独立採算で行う事業であることからSPCの収支次第では実施開始の取り止めや中止もあり得るものと考えますが、実施義務についてどのようにお考えであるかご教示ください。また、応募時点と事業期間中に提案できる任意事業についてどのような評価方針であるのかご教示ください。	募集要項等に示します。
47	4	第1	1	(7)	ア	③任意事業の対象用地及び施設について	任意事業が実施できる用地及び施設は、西部浄化センターの敷地及び施設のみであり、本事業にかかる他の用地及び施設（ポンプ場）は含まないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
48	5	第1	1	(7)	ア	③任意事業	本事業用地を利用し、任意事業を行う場合、事業者から貴市へ敷地利用料の支払いは発生しないという認識でよろしいでしょうか。	任意事業は有償貸付のため、利用料が発生します。
49	5	第1	1	(7)	ア	任意事業	「本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業である」とありますが、土地と建物についての年額使用料（1㎡当たり）をご教示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
50	5	第1	1	(7)	ア	③任意事業	「本事業用地および施設を活用する場合は有償貸付」とありますが、貸付の金額の決め方等をご提示ください（通常の公の財産の貸付基準の金額では、下水道施設での事業は、事業採算が見込みにくいものと懸念します）。	宇部市行政財産使用料徴収条例により算定します。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
51	5	第1	1	(7)	ア	公共施設等運営事業	③任意事業 「本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し」と記載がありますが、賃付単価をご教示頂けますでしょうか。	No. 49の回答を参照下さい。
52	5	第1	1	(7)	イ	包括的民間委託	「イ 包括的民間委託」の対象施設の改築は貴市にて実施するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	5	第1	1	(7)	イ	②保全管理業務	包括的民間委託の事業範囲に「②保全管理業務 修繕業務」とありますが、1件当たりの修繕金額に上限は設けられるという認識でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
54	5	第1	1	(7)	イ	包括的民間委託	「運営権対象事業」と同じ程度のご方針を、「包括的民間委託」に関しても、「実施方針」でご提示ください。	募集要項等に示します。
55	5	第1	1	(7)	イ	③その他業務	「市の計画業務策定に対する協力業務」とありますが、計画の実施は受託者による「ウォーターPPP」での「更新実施型」で行われるとの理解で宜しいでしょうか。	計画策定に関する資料提供（分解調査結果報告書を含む）は依頼しますが、計画の策定、工事は市で行います。
56	5	第1	1	(8)	ア	本事業の事業期間	本事業期間は、「実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権設定対象施設に対して、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）の30年を経過する日が属する事業年度末（第1_1（8）イの規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。」とあるが、民間包括委託の事業期間もこれと同じという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	5	第1	1	(8)	ア	本事業の事業期間	事業期間を30年とされたお考えをご教示ください。 超長期なので、この間に御市および下水道事業を取り巻く、経済社会状況や法令・制度の枠組みも想定できないほど変わる可能性があります。そこに発生するリスクや不確実性も高く、想定できない事象も少なからずあると考えます。契約時に基本方針や基本事項も決め切れられないのではないのでしょうか。少なくとも民間側では契約時に、予測できず、負い難いリスクが多く存在すると懸念しております。そのリスク負担は市側との理解でよろしいでしょうか。	30年間の長期とすることにより、民間事業者の創意工夫による投資等を促すことが可能であり、様々な提案が期待できると考えております。運営権事業におけるリスクは、リスクを最も良く管理することができる者が当該のリスクを分担するという考えに基づき、原則運営事業者となると考えます。但し、予測不可能なリスクは現時点では適切な分担が明言できないため、発生時点で協議により定めるものと考えます。これは、20年でも30年でも変わらないものであり、市は過度なリスクを求めると考えておりません。
58	6	第1	1	(8)	イ	本事業期間の延長	事業期間を延長する場合は全ての施設が対象になる（一部の施設のみを対象に事業期間を延長することはない）という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	6	第1	1	(8)	イ	本事業期間の延長	事業者側としては延長の準備もしくは引継ぎの準備をする必要があるため、本事業終了日の6ヵ月前までに、延長の申し出を行うよう明記いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
60	6	第1	1	(8)	イ	本事業期間の延長	事業期間を延長する事由である「不可抗力事象発生」や「市の計画変更等の実施契約に定める事由」とは、具体的にどのような事由を想定されているのでしょうか。	現時点では以下のようなことを想定しています。 【不可抗力】 不可抗力の発生により、本事業が中断 若しくは遅延した場合、又は運営権者に著しい損害が生じた場合で当該損害を回復するために延長が必要であるとき 【市の計画変更等】 市の責めに帰すべき事由により、本事業が中断または遅延した場合
61	6	第1	1	(8)	イ	本事業期間の延長期間の上限について	「事業期間を延長する場合においても延長期間は合計で5年を超えることができない。」との記載がありますが、延長期間の上限を5年とした理由について、ご教示ください。	他都市事例を参考に、不可抗力事象の発生や市の計画変更等の実施契約に定める事由が発生した場合の延長期間としています。
62	6	第1	1	(8)	エ	本事業期間終了時の取扱い	『② 運営権設定対象施設の引き渡し 本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、事業者は、運営権設定対象施設を 市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。』とありますが、引き渡しの際の基準や指標がありましたらご教示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
63	6	第1	1	(8)	エ	本事業期間終了時の取扱い	「③本事業に係る事業者が所有する資産等」について、「市は、事業者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。」とありますが、この残存価値には固定資産の残存簿価の他にのれん(営業権)等も含まれるのでしょうか。	現時点では、残存簿価のみと考えております。
64	6	第1	1	(8)	エ	③本事業に係る事業者が所有する資産等	買取時における「必要性の判断基準」「残存価値の計算方法」は、事業契約書（案）にて明確にさせていただきますようお願いいたします。	募集要項等に示します。
65	6	第1	1	(8)	エ	本事業期間終了時の取扱い ④業務の引継ぎ	④業務の引継ぎについて、具体的な方法や内容については、市が示すものか、又は、事業者の提案によるものかを、ご教示願います。	募集要項等で示すもの以外に関しては、事業者側の提案によります。
66	6	第1	1	(8)	エ	業務の引継ぎ	民間企業が、独自に培った技術情報を流出させないことも、明記していただけないでしょうか。(例えば、「～協議・協力を行うこと。なお、運営権者の不利益となるような技術情報の開示については配慮する。」等)	義務事業及び引継いだ附帯事業は次期契約者が事業運営を行うために必要となる情報については、開示する方針です。
67	6	第1	1	(8)	エ	業務の引継ぎ	引継ぎにかかる資料の内容のうち、営業秘密や企業ノウハウ等、提出者の重要な情報資産については対象外としていただけないでしょうか。	義務事業及び引継いだ附帯事業は次期契約者が事業運営を行うために必要となる情報として開示する方針です。なお任意事業については配慮します。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
68	7	第1	1	(8)	エ	④事業の引継ぎ	運営権設定日から本事業の継承等の間に起きたリスクの分担は御市側との理解で宜しいでしょうか（実際に引き継いでいないので、受託者側では制御できないため）。	ご理解のとおりです。
69	7	第1	1	(9)	ア	①義務事業及び附帯事業 (ウ) 改築に関する業務	「市は、改築に関する設計・工事の費用・・・を負担する」とありますが、当該費用は「SPCから業者へ発注した金額」と「SPCが実施する監理・監督に係る費用」が対象になるという認識でよいでしょうか。	「SPCから業者へ発注した金額」についてはご理解のとおりです。また、「SPCが実施する監理・監督に係る費用」については、その算定根拠が適正であり、金額・費用の妥当性が認められることを前提として、ご理解のとおりです。
70	7	第1	1	(9)	ア	①義務事業及び附帯事業 (ウ) 改築に関する業務	「事業者は、改築に関する設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。」とありますが、当該費用は具体的に何を想定されているか教えてください。	事業運営に際し設計・工事を除くもの、発注作業等が企画・調整等に含まれると想定しています。
71	7	第1	1	(9)	ア	①義務事業及び附帯事業 (ウ) 改築に関する業務	「なお、事業者が自ら行う改築に関する設計・工事の費用・・・」とありますが、事業者が自ら行う改築とは附帯事業や任意事業における改築という認識でよいでしょうか。	任意事業は含まれません。
72	7	第1	1	(9)	ア	①(ウ) 改築に関する業務	運営権対象事業および包括的民間委託事業での改築工事に関する計画や実施は、どなたが行うのでしょうか。	改築工事に関する計画策定については、市が行い、事業者には計画策定に関する資料提供（分解調査結果報告書含む）を依頼します。また、改築工事については、運営権対象事業は事業者、包括的民間委託は市が実施します。
73	7	第1	1	(9)	ア	①(ウ) 改築に関する業務	「事業者が自ら行う改築に関する設計・工事の費用（監理・監督に係る費用を含む）」とは、如何なるケースを想定されているのでしょうか。	予算の範囲を超えて行う場合等を想定しています。
74	7	第1	1	(9)	ア	公共施設等運営事業 ①(ウ)	①(ウ)「市は、改築に関する設計・工事の費用（監理・監督に係る費用を含む）を負担する。」との記載がありますが、市が保有する各種台帳（例えば、工事台帳、設備台帳、固定資産台帳等）への改築情報の登録業務は、貴市の所掌という理解でよろしいでしょうか。	工事台帳、設備台帳等の施設に係るものは事業者、固定資産台帳等の資産に係るものは市と考えています。
75	7	第1	1	(9)	ア	事業の費用負担 ①(ウ)	「①事務事業および附帯事業」の(ウ)に「なお、事業者が自ら行う改築に関する設計・工事の費用（監理・監督に係る費用を含む）については、事業者が負担する。」とありますが、事業者が自ら行う改築事業とは附帯事業のことを意味しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	7	第1	1	(9)	ア	(ウ) 改築に関する業務	「事業者は、改築に関する設計・工事費用以外の企画・調整等の費用を負担する。」との記載がありますが、企画・調整等についての詳細については、要求水準書等にてご提示いただくとともに、費用については積算されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段は募集要項等で示します。後段は事業者側の負担となっているため市で積算いたしません。
77	7	第1	1	(9)	ア	①(エ) その他の業務	「その他の業務に関する費用は、各々がリスク分担に応じて負担する」ではないでしょうか。	ご意見として承ります。
78	7	第1	1	(9)	イ	包括的民間委託	「包括的民間委託」の契約方式は、如何なる形になるのでしょうか。当初の実施契約で30年間の内容（契約金額も含めて）を取り決めることは、超長期にわたるリスクや不確実性の存在により、双方にとって難しいのではないのでしょうか。せめて「基本契約期間30年、但し契約条件は10年ごとに見直しする。」が現実的ではないのでしょうか。	ご意見として承ります。
79	7	第1	1	(9)	イ	包括的民間委託における市の負担額等について	包括的民間委託に関する費用の全ては市が負担し、サービス購入費として事業者に支払うことになっていますが、サービス購入費は利用料金とは別に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
80	7	第1	1	(9)	イ	サービス購入費の支払いについて	事業者を支払われるサービス購入費は月次で支払われるのでしょうか。想定している支払時期について、ご教示ください。	募集要項等に示します。
81	7	第1	1	(9)	イ	包括的民間委託における市の負担額等について	「負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、実施契約に定める」とありますが、協議する項目や内容について、ご教示ください。	募集要項等に示します。
82	8	第1	1	(10)		運営権対価	改築費用が貴市負担となっていることから、資金調達の必要性は運営権対価の支払いのみが影響すると思います。一方で「運営権対価0円以上」という条件では資金調達の必要性が判断できないため、運営権対価の規模感がわかるような記載をご検討ください。	検討し、募集要項等に示します。
83	8	第1	1	(10) (11)	ア	運営権対価と使用料	市には運営権対価と使用料の2つの収益（収入）がある、ということでしょうか。また何が評価項目になるのかご教示ください。	前段はご理解のとおりです。後段は募集要項等に示します。
84	8	第1	1	(11)	ア	使用料および利用料金の定義	現状、一般会計から繰り出されている資金の当該事業とそれ以外の事業との割り振りの基準および金額はどのようになっているのでしょうか。現状、当該事業に割り振られている一般会計からの繰り出し金は、本事業実施開始後はどのようになるのでしょうか。	募集要項に示します。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
85	8	第1	1	(11)	ア	使用料および利用料金の定義	計画的に検討する際、本事業受託者の意見も考慮いただけるということによろしいでしょうか。また、料金改定を提案する際の判断材料や指標について、想定している項目等についてご教示願います。	前段はご理解のとおりです。後段は事業者側からの提案によるものと考えますので、現段階で市の想定項目等は回答できません。
86	8	第1	1	(11)	ア	図1における表現について	図1の表現について、西部処理区使用者から見ると、使用料（使用者から見ると下水道使用料）の他に利用料金を追加して支払うようなイメージにとられかねないので、図の表現として、現在支払っている使用料等が分かれるようなイメージ図に修正頂ければと存じます。使用者の負担は増えない旨は後段の文章でわかりますが、使用者の誤解を招かないためにもご検討ください。	ご意見として承ります。
87	8	第1	1	(11)	ア	利用料金の支払いについて	事業者が収受できる利用料金の支払いについて、想定されている支払時期をご教示ください。	募集要項等に示します。
88	8	第1	1	(11)	イ	使用料等の改定	「事業者は、随時、料金改定に関して市に提案できるものとし・・・」とありますが、事業者としては「利用料金設定割合の改定」のみを提案できるものとし、貴市は当該改定提案を受け利用料金設定割合の変更を検討し、困難な場合は貴市の判断で「使用料等の改定」を検討するという建付けが妥当ではないかと考えます。事業者が直接「使用料等の改定」に言及できることで本事業に対する市民感情がマイナスに働くことを懸念します。そのため「使用料等の改定」の必要性については貴市が判断する建付けが望ましいと思います。	今後、検討します。
89	8	第1	1	(11)	イ	使用料等の改定	事業者が料金改定に関して市に提案するにあたり、他の処理区も合わせた改定検討をする必要があるため、全処理区の使用料等に関するデータを開示できる旨を明記いただけないでしょうか。	事業開始後、必要に応じて開示いたします。
90	8	第1	1	(11)	イ	使用料等の改定	利用料金割合の上限(条例他による制約)がありますでしょうか。	条例等で利用料金割合の上限に関する規定を設ける予定です。
91	8	第1	1	(11)	ウ	利用料金の定義	「市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金する」とありますが、一定期間とはどの程度の期間を想定されますでしょうか。利用料金は貴市が事業者を代行して徴収しているという契約上の趣旨や、事業者の資金繰りへの影響（無用な資金調達）を考慮し、事務手続き上、必要最低限の期間としていただきたいと思います。	募集要項等に示します。
92	8	第1	1	(11)	ウ	利用料金の定義	貴市による利用料金の徴収は、有償でしょうか。有償の場合、①契約書案、②契約金額を公告時にお示しいただけないでしょうか。	有償です。実施契約書（案）で提示します。
93	9	第1	1	(11)	エ	利用料金の設定	「応募者が提案時に用いる利用料金設定割合は、事業者からの提案とし・・・」とありますが、これは事業者選定時の提案書類において応募者が利用料金設定割合を提案するという認識でよいでしょうか。	現時点では、ご理解のとおりですが、最終的には募集要項等に示します。
94	9	第1	1	(11)	エ	利用料金の設定	利用料金設定割合は、表2 利用料金の構成のいずれかの項目が変動した場合において協議ができ、契約までに詳細のルールが決められるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	9	第1	1	(11)	オ	利用料金の構成内容	維持管理費用の「その他費用」には「保険料」も含めて、如何なるものが想定されているのでしょうか。	表2の「項目」に示す、「修繕費～廃棄物処理費」に含まれない維持管理費を示します。
96	9	第1	1	(11)	オ	利潤	利潤は如何なる水準を御市は想定されていますか。	事業者側が想定されるものであり、市側にて想定はありません。
97	9	第1	1	(11)	カ	①事業者の提案による利用料金設定割合の改定	「利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。」とありますが、一定の「物価変動（例えば、表2に掲げられている項目に係る指標が一定以上変動した場合など）」や「水量変動」が発生した場合には、自動的に改定する建付けとしていただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
98	9	第1	1	(11)	カ	①事業者の提案による利用料金設定割合の改訂	「随時、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できる」とありますが、提案を受けて御市側が行うべき検討プロセスにつき具体的にご教示ください。	市による検討プロセスについては開示出来かねます。
99	9	第1	1	(11)	カ	②(7) 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動に起因する利用料金設定割合の改定	「急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、事業者が収受する利用料金が著しく減少し、さらに継続的に事業者の収入が減少することが予想される場合」とありますが、事業開始後に「著しく」の解釈が公民で異なり論争になることが懸念されます。実施契約書（案）において、「著しく」については定量的にお示しいただくことに加えて、明確な計算式等の下で確実に改定が実施されるようなルール設定をお願いします。	募集要項等に示します。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
100	9	第1	1	(11)	カ	利用料金設定割合の改定	②において、「事業環境が著しく変化し、事業者の経営に影響を及ぼす場合、必要に応じて利用料金設定割合の改定を行う」とされております。経営に影響を及ぼす条件下において、なお「必要に応じて」とされている理由はありませんでしょうか。契約書案においては、「必要に応じて」を削除することをご検討いただきたいと思いますと考えております。	市及び事業者側が必要ということを共有し、割合を改定するという内容です。後段は、ご意見として承ります。
101	9	第1	1	(11)	カ	利用料金設定割合の改定	②(ア)において、「さらに継続的に事業者の収入が減少することが予想される場合」とされておりますが、「さらに継続的」に該当するかどうかの判断が難しい場合が想定されます。「さらに継続的」以降は削除されてはいいかがでしょうか。貴市および事業者が、予想のための調査、検討、協議しなければならぬことを懸念しております。	ご意見として承ります。
102	9	第1	1	(11)	カ	利用料金設定割合の改定	②事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定について、「利用料金が著しく減少」「物価が著しく変動」「費用が著しく増加」とありますが、募集要項等の公表時にこれらの増減・変動の具体的な数値を提示していただけますでしょうか。	募集要項等に示します。
103	9	第1	1	(11)	カ	事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	提案時から事業開始までの間に著しく社会情勢や需要変動が変化した場合にも、利用料金設定割合改訂協議が行えるようにしていただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
104	9	第1	1	(11)	カ	事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	利用料金や電力料金単価等の物価変動、税制等の変更又は市の計画変更により事業者が負担する費用などの、「著しい変化」について定量的にお示しいただけないでしょうか。	No. 102の回答を参照下さい。
105	9	第1	1	(11)	カ	②事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	「(ア) 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動」について、具体的かつ定量的にご教示ください。	No. 102の回答を参照下さい。
106	10	第1	1	(11)	カ	②(イ) 電力料金単価等の著しい変動に起因する利用料金設定割合の改定	「電力料金単価等の物価が著しく変動し、さらに継続的に事業者の費用が増加することが予想される場合」とありますが、事業開始後に「著しく」の解釈が公民で異なり論争になることが懸念されます。実施契約書（案）において、「著しく」については定量的にお示しいただくことに加えて、明確な計算式等の下で確実に改定が実施されるようなルール設定をお願いします。	No. 102の回答を参照下さい。
107	10	第1	1	(11)	カ	②(イ) 電力料金単価等の著しい変動に起因する利用料金設定割合の改定	「電力料金単価等の物価が・・・」とありますが、ここには表2の維持管理の各項目に係る費用の物価も含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	10	第1	1	(11)	カ	②事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	「(イ) 電力料金単価等の物価が著しく変動」について、具体的かつ定量的にご提示ください。	No. 102の回答を参照下さい。
109	10	第1	1	(11)	カ	②事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	(エ)で記述されている「全体の公益」には、如何なるものが想定されているのかご教示ください。	下水道事業が社会経済情勢等の変化に対応し、公共の利益を守りながら、適切に運営される場合です。
110	10	第1	1	(11)	カ	利用料金設定割合の改定	将来、人口減少により利用料金が減少しているにも関わらず、雨天時浸入水に起因し、維持管理費が増大する可能性があると考えますが、当該事象は「(イ) その他市が必要と認める場合」に該当しますでしょうか。多くの自治体が抱える下水道の代表的な課題のひとつであり、また、30年の事業であることを考慮すると、契約書において明文化する方が貴市および事業者にとって良い結果をもたらすのではないかと考えますがいかがでしょうか。	管路包括事業により不明水の削減に取り組んでおり、雨天時浸入水の増大については可能性が少ないものと考えておりますが、増大する事象が発生した場合は双方で協議を行います。
111	10	第1	1	(11)	キ	利用料金の未納者への対応	「債権回収は民法上の手続きにより事業者が行う」とありますが、徴収行為自体は貴市が代行して実施するため、請求する際には一定程度貴市と足並みを揃える必要があるかと思料します。市側で設けている基準、内部ルール等がございましたら開示をお願いいたします。	内部ルール等については、設けておりません。
112	10	第1	1	(11)	キ	利用料金未納者への対応	現時点での利用料金未納状況（未納者数、未納割合、未納金額）をご教示いただけないでしょうか。	西部処理区以外の処理区を含めた全処理区域での利用料金未納状況（R5.10月末時点）は、未納件数は10,418件、未納割合0.14%、未納金額56,388千円となっています。
113	10	第1	1	(11)	キ	利用料金の未納者への対応	西部処理区における下水道料金の未納者の割合を提示していただけますでしょうか。	今後、必要に応じて開示いたします。
114	10	第1	1	(12)	ア	改築の実施	「事業者は、実施契約に基づき対象施設の改築を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、事業者は市に協力するものとする。」とありますが、事業者からのどのような協力を想定していますでしょうか。	改築等の工事時における様々な仮設や運転方法の柔軟な対応や運転管理上の知見の共有化等を想定しております。
115	10	第1	1	(12)	ア	改築の実施	「事業者は、実施契約に基づき対象施設の改築を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、事業者は市に協力するものとする。」とありますが、市への協力により事業の遅延や事業者の損害が発生した場合の取り扱いについてご教示願います。	市が改築を行う場合、事前に事業者と協議を行うこととしており、十分な協議により損害等が発生しないよう双方が意見を出し合うことを前提としております。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
116	10	第1	1	(12)	ア	改築の実施	公益上の理由から、貴市が対象施設の改築を行う場合として想定されるケースをご教示いただけますでしょうか。 また事業計画外の改築により、ユーティリティ費用、人件費、修繕費等が新たに発生した場合の金額負担については貴市と協議できるという認識でよいでしょうか。	法令等の変更や緊急性を伴うものであり、処理場内における改築や新設工事（運営権事業とならないもの）を想定します。また、これに伴う維持管理等の増分は、双方での協議と考えています。
117	10	第1	1	(12)	ア	改築の実施	改築の実施に当たり、SPCから発注する際の「企業選定の手続き」「積算方法」「契約方法」等については事業者の裁量であるという認識でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
118	10	第1	1	(12)	ア	改築の実施	運営権事業も包括的民間委託事業も、改築は受託者が行うとの理解で宜しいでしょうか。	包括的民間委託事業における改築は市にて行います。
119	10	第1	1	(12)	ア	改築に関する留意事項 改築の実施	「公益上の理由を検討した上で」との記載がございますが、想定されている「公益上の理由」の具体例等がございましたら、ご教示願います。	No.116の回答を参照下さい。
120	10	第1	1	(12)	イ	改築を行った施設の所有	事業者が自ら行った改築（貴市負担とならないもの）については、貴市の所有に属さないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	10	第1	1	(12)	イ	改築を行った施設の所有	貴市又は事業者が改築を行った対象施設のうち、貴市負担で新設した施設は貴市の所有に属し、運営権対象施設として取り扱われると想定します。そのケースをあらかじめ想定して、以下についてご検討いただけませんか。 ①対象施設を都度登録する事務手続の軽減策（例えば、対象施設を予め「宇部市西部浄化センターの敷地内に属する土木・建築・電気・機械設備一式」と定義しておく等）をご検討いただくこと。 ②対象施設の追加に伴い新しく発生する維持管理費の増加分は、「使用料等改定」又は「利用料金設定割合改定」の対象となること。	新設の施設に関しては、国等と協議し、運営権設定の取扱いなどを含めて検討しております。また、その施設による維持管理費の増分に関しては、サービス料対価または利用料金割合の変更にて対応する予定です。
122	10	第1	1	(12)	ウ	改築の対象	運営権事業も包括的民間委託事業も、当該期間での改築の対象は要求水準書（案）でご提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	運営権設定施設においては、事業期間内において事業者自らが改築対象を提案されることを想定しておりますので、当初の改築対象のみとなります。また、包括管理対象施設は、募集要項等の公表時に想定されるもののみ記載します。
123	10	第1	1	(12)	ウ	改築の対象	「改築は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、市が…改築も実施可能とする。」と記載されていますが、当該改築については、市の費用により実施するとの理解でよろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりです。なお、事業者自らが投資することを排除するものではありません。
124	10	第1	1	(12)	エ	本事業開始後に市が実施することを予定している工事	「本事業開始後に市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、市と協議の上、協力するものとする。」とありますが、想定している工事があれば募集要項等の公表時にご提示をお願いいたします。	現時点で想定しているものはございません。
125	10	第1	1	(12)	エ	本事業開始後に市が実施することを予定している工事	「本事業開始後に市が実施する工事」の計画に、休止中の水処理施設撤去工事が含まれているのでしょうか。	現時点では想定しておりません。
126	10	第1	1	(12)	エ	本事業開始後に市が実施することを予定している工事	貴市が実施する工事に起因した、本事業のコスト増リスクは貴市負担と理解してよろしいでしょうか。例えば、貴市が耐震化工事を実施し、これに伴い、事業者が実施する改築工事費が増大した場合のリスクが考えられます。	市が実施する工事に起因したものであれば、市の負担と考えています。なお、事業者が自ら費用を準備し、工事をする場合の費用増という事に対しては、極力そのようなことがないように双方が十分に協議、協力し事業を実施できるよう考えております。
127	11	第1	1	(13)		①運営権	「西部浄化センターに設定される権利」ではなく、「西部浄化センターに設定される運営権」ではないでしょうか。	修正致します。
128	11	第1	1	(13)	ア	③事業者譲渡対象資産	「事業者譲渡対象資産」の内容については、募集要項等の公表のタイミングでお示しいただけるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	11	第1	2	(1)		選定基準	「本事業をPF1法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。」とありますが、「包括的民間委託」の部分も同じ手続きを経る等、PF1法の選定事業として、運営権事業と一体の扱いとされるお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	11	第1	2	(1)		選定基準	本事業の選定基準は定性的な評価が多くを占めるものと考えておりますが、公表される選定基準に記載されていない基準を設定（例えば、大中項目は公表、小項目は非公表など）された場合、当該基準に合致しない優れた提案を評価できなくなる可能性を心配しております。委員会や事務局において想定しなかった優れた提案も評価していただける基準をお考えのことと理解してよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
131	12	第2	1			募集及び選定方法	「公募型プロポーザル方式」に関し、適正な品質確保のため、過度の価格競争を避けるべく技術点比率重視の評価方式を要望します。例えば、技術点：価格点＝8：2の割合等。また同様の理由で、利用料金収受額割合の事業者提案につきても、調査基準価格等による実施的な下限の設定をお願いできないでしょうか。	ご意見として承ります。
132	12	第2	2			募集及び選定スケジュール	本実施方針（素案）の内容は、令和6年6月に予定されている実施方針の公表まで効力を有しない認識でよろしいでしょうか。	素案としての効力を有するものです。今後、様々なご意見等を踏まえ、内容の向上を図り最終的に実施方針を公表するものです。
133	12	第2	2			募集及び選定スケジュール	令和6年7月に要求水準書（案）の公表となっておりますが、この公表のタイミングを前倒しいただけませんでしょうか。本事業への参画検討のために要求水準書（案）の内容を早期に確認したいという主旨です。	ご意見として承ります。
134	12	第2	2			募集及び選定スケジュール	12月の競争的対話の終了宣言時に、実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整結果が公表され、それを確認した翌月に提案書類を提出するスケジュールは応募者にとって酷であると思料します。競争的対話の終了宣言から提案書類の提出まで3ヶ月程度の期間を設定いただきたくお願いします。	ご意見として承ります。
135	12	第2	2			募集及び選定スケジュール	表3に示す現地説明会以外にも、申込みを行うことにより、本事業の対象施設および玉川ポンプ場等に関する現地視察および資料閲覧の機会を随時設定いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	12	第2	2			募集及び選定スケジュール	競争的対話は公民の認識の齟齬を回避する目的で重要であるため、複数回実施することが望ましいと考えます。本事業の競争的対話の予定回数をお教えください。	募集要項等に示します。
137	12	第2	2			募集及び選定スケジュール	「競争的対話の実施」に4ヶ月間見込まれています。複数回の対話が可能と認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	12	第2	2			令和6年6月～7月実施方針に関する説明会及び現地説明会	早期のインフォメーションパッケージ提示、現地視察ツアーの開催を希望致します。令和6年6月より前に、対象施設の現地確認（調査）は可能でしょうか。貴事のご予定についてご教示ください。	インフォメーションパッケージについては、随時、開示します。現地視察等については、事前に日程調整が必要となりますが、随時、申込により対応可能です。
139	12	第2	2			募集及び選定スケジュール	官民対話は、書面によるQAを埋めるうえで大切な対話と考えております。競争的対話の期間が3～4ヶ月程度しか確保されておらず、対話の準備、対話、貴事ご回答、提案内容の検討という順を考慮すると、十分な対話ができない可能性を懸念しております。競争的対話は何回を想定されておりますでしょうか。	No. 136の回答を参照下さい。
140	12	第2	2			募集及び選定スケジュール	官民対話は、書面によるQAを埋めるうえで大切な対話と考えております。表3スケジュールによらず、適宜、募集要項等の素案や案を開示していただき、対話する機会を設けることも考えられますが、このような方法で進めることも検討されてはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
141	13	第2	3	(1)		選定委員会	「本事業に応募しようとする者や・・・委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本事業の応募参加資格を失う。」とありますが、「本事業に関連する接触を試みた場合」に限定されるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	13	第2	3	(2)		審査方法	応募者が1グループのみの場合でも審査は中止しないという認識でよろしいでしょうか。	不測の事態等により、応募者が1グループのみとなった場合は、延期等を考えています。
143	13	第2	3	(2)		審査方法	提案された運営権対価、利用料金（削減）額、包括的民間委託費（削減額）及び改築費（削減）額の4項目で、価格に関する提案が評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
144	13	第2	3	(5)		競争的対話の実施	「競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。」とは、提案書提出期限までの間に、競争的対話の結果を公表しないものと解釈しましたが、この解釈に誤解がない場合、公平性がどのように担保されるお考えでしょうか。例えば、応募者Aだけに示された対話の結果が、他の応募者に示されなかったことによる公平性の担保についてお伺いしております。	競争的対話の結果については提案書提出期限前に公表を予定しております。
145	13	第2	3	(5)		競争的対話の実施回数について	競争的対話が予定されていますが、応募者毎に少なくとも2回以上を実施されるよう、ご検討をお願いいたします。	No. 136の回答を参照下さい。
146	13	第2	3	(5)		競争的対話の結果の公表について	競争的対話の結果は公表するとの記載がありますが、応募者固有の提案（アイデア・ノウハウ）に関する対話内容については、他の応募者との優位性が確保できないため、非公開としていただくよう、お願いいたします。	対話の結果公表については、各応募者に対し、事前に公開可否を確認の上、公表いたします。
147	14	第2	4	(1)		応募者の構成	SPCで直接雇用をしなければならない資格者や職種等の制約はないとの理解でよろしいでしょうか。（受託する構成企業または構成企業からの出向契約で足りるという理解でよろしいでしょうか）	募集要項等に示します。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項 目			
148	14	第2	4	(1)	応募者の構成	応募企業、構成員以外の企業に委託する場合の手続き等については、別途ご提示頂けるものと理解しています。また、例えば少額あるいは緊急的な調査や修繕などは市の承認が不要であるなど、委託内容や金額等に応じた規程をお願いできないでしょうか。	ご意見として承ります。
149	14	第2	4	(1)	応募者の構成	「応募企業又はコンソーシアム構成員は、事業者に出資して本議決権株式（第3_7（2）に定める本議決権株式をいう。）すべての割当てを受けるものとする。」とありますが、出資せず本議決権株式の割り当てを受けない、構成企業もしくはコンソーシアム構成員は認められますでしょうか。	認められません。
150	14	第2	4	(1)	②SPC	貴市との合意を前提に、本事業で設立するSPCが本事業以外の業務を受託することは可能でしょうか。玉川ポンプ場についてはその可能性について記載がありますが、その他に貴市の東部処理区、近隣事業体等に関連する業務をSPCが将来的に受託することを想定しています。	募集要項等に示します。
151	14	第2	4	(1)	⑤コンソーシアム構成員	SPCに出資をしない「協力企業」をコンソーシアムに参画させることは可能であるという理解でよいでしょうか。	不可です。
152	14	第2	4	(2)	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	記載の実績要件ですと例えば設計企業や電機企業等が、構成員ではなく協力企業として参画することでも対応可能と考えます。この場合、必ずしも設計企業が構成会社としてSPCに出資する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業は、出資を求めておりません。なお、実績要件は応募企業、コンソーシアム構成員が持つようお願いします。
153	14	第2	4	(2)	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格	宇部市競争入札参加資格者でない事業者の参加は可能でしょうか。	可能です。
154	14	第2	4	(2)	⑥業務利害関係のある者	「西部処理区コンセッション発注支援業務委託」を受託した株式会社NJS・・・とありますが、リーガルアドバイザー等については想定されていないという理解でよいでしょうか。	募集要項等で示します。
155	14	第2	4	(2)	⑤⑥⑦一定の関連のある者	「一定の関連のある者」の定義について明確化をお願いします。	親会社、子会社、同一の親会社を持つ会社、役員及びその近親者、主要株主及びその近親者等を示します。
156	15	第2	4	(2)	⑬ 誤記の訂正	後段文章に、「事業主として」が二重記載となっているようなので、ご修正ください。	修正致します。
157	15	第2	4	(3)	応募企業またはコンソーシアム構成員に求められる実績要件	①「資格を有するもの」は、配置人員の全員である必要はないということでご覧いただけますでしょうか。 ②構成員のいずれかが実績を有していればよろしいでしょうか。また規模の要件はございませんでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりで、規模の要件はございません。
158	15	第2	4	(3)	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	「応募企業は、次のいずれも満たすこと。コンソーシアムにあっては、①を満たすコンソーシアム構成員及び②を満たすコンソーシアム構成員から構成されていること。」とありますが、他のコンソーシアム構成員が①及び②を満たしている場合は、①及び②のどちらも満たさない企業も当該コンソーシアムの構成員になることが出来るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	15	第2	4	(3)	－ 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	「コンソーシアムにあっては、①を満たすコンソーシアム構成員及び②を満たすコンソーシアム構成員から構成されていること。」との記載がございますが、これは「①を満たすコンソーシアム構成員及び②を満たすコンソーシアム構成員の他、①及び②いずれも満たさない企業がコンソーシアム構成員となることは妨げない。」との理解でよろしいでしょうか。	No. 158の回答を参照下さい。
160	15	第2	4	(3)	－ 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	①に「～資格を有するものを配置できること」との記載がございますが、本事業で配置が必要となる本有資格者の人数をご教示願います。	人数の要件はございません。
161	15	第2	4	(3)	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	コンソーシアム構成員が5者により構成された場合を例にすると、5者のうち、1者が(3)の①②の要件を満たしていれば、当該コンソーシアムは実績要件を有するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、コンソーシアム構成員は本事業をより良く運営していただくことに必要な企業の集団となることを期待しているため、業務分担などや責任区分などが煩雑とならないように期待しております。
162	15	第2	4	(3)	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	「②処理場、ポンプ場における維持管理業務を受託した実績を同一施設で連続して3年以上有していること。」とありますが、施設条件（処理能力・施設規模）は問わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	15	第2	4	(3)	応募企業またはコンソーシアム構成員に求められる実績要件	共同企業体などの実績は②の要件に該当せず、応募者またはコンソーシアム構成員単独での実績が求められるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	15	第2	4	(3)	応募企業またはコンソーシアム構成員に求められる実績要件	②の要件は、民間企業（SPC等）から受託した維持管理業務の実績は認められないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	15	第2	4	(3)	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	設計、建設を担う企業は別途、募集要項等で参加資格要件が公表される理解でよろしいでしょうか。SPCから応募企業又はコンソーシアム構成員以外に設計、建設を再委託する場合に、地元企業が受託できないような資格要件とならないよう、十分ご配慮いただけるよう、よろしく願います。	ご理解のとおりです。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
166	15	第2	5	(1)		基本協定の締結	競争的対話の期間（対話後の貴市からのご回答までの期間を含む）が十分ではなく、基本協定書（案）に民間の意見が十分に反映されない可能性を懸念しております。「優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。」ではなく、「市と優先交渉権者は、速やかに基本協定を締結する。」とすることが片務性がない官民連携の姿と考えますが、いかがでしょうか。	ご意見として承ります。
167	16	第2	5	(5)		実施契約の締結	「競争的対話に基づいて調整された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。」とありますが、競争的対話の期間（対話後の貴市からのご回答までの期間を含む）が十分ではなく、実施契約書（案）に民間の意見が十分に反映されない可能性を懸念しております。優先交渉権者選定後に、実施契約書の調整の協議は実施させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	修正致します。
168	16	第2	5	(6)		事業譲渡対象資産の譲受	事業者が譲渡対象資産について、予定価格以上の見積書を提出しなかった場合の取り扱いをご教示ください。	物品譲渡することができなくなり、事業者が自ら準備していただくこととなります。
169	17	第2	6	(1)		著作権	「事業者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。」とございますが、公表の必要性はどのような部分で、どのような場合に生じると想定されているかご教示ください。	審査講評時の公表資料に用いる場合があることを想定しています。
170	17	第2	6	(1)	-	著作権	「市が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合は、無償で使用できるものとする。」と記載されておりますが、実際にご使用いただく際には、事業者へ事前の確認をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	17	第2	6	(1)		著作権	「必要と判断した場合は、無償で使用できるものとする。」との記載がありますが、提案書等を含めて公表資料については事前に協議頂けるとの理解よろしいでしょうか。	No. 170の回答をご参照ください。
172	18	第3				民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	ここで記述されることは、「運営権事業」と「包括的民間委託」の双方に適用されるのでしょうか。二つの手法は、業務範囲や責任、リスク分担などが異なるので、分けて記述して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
173	18	第3	-	-	-	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	本章（第3）の第1項（リスク分担の基本的な考え方）には「具体的な分担内容については、実施契約書（案）などに詳細を規定する。」と記載されており、公共施設等運営事業について定めた実施契約書（案）を呼んでおります。このことから、本章に記載された内容の対象事業は公共施設等運営事業であるという理解でよろしいでしょうか。	本事業全体に適用するものとなります。表現方法等については、検討します。
174	18	第3	1	(1)		不可抗力	「事業者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan）に従い初期対応を行う。」とのことですが、この場合、BCPの作成はSPCが行う、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	18	第3	1	(1)		不可抗力	「市が事業の継続のために必要と判断した場合、事業者は市の指示に従う義務がある。」とのことですが、市の指示による事業継続のために生じる追加費用は貴市負担として頂くこと、また人員の安全が確保できない等の観点から事業継続が不可能な場合には事業者は義務を免れる旨を明記していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。なお、市が事業の継続のために必要と判断されるような事態とならないように、民間事業者には期待しております。
176	18	第3	1	(1)		⑤被害の復旧に係る費用の負担	「一定額未満のもの」とありますが、一定額とは幾らを想定されておりますでしょうか。	募集要項等に示します。
177	18	第3	1	(1)		⑤被害の復旧に係る費用の負担	事業者の「設計の不備」「工事施工の粗漏」「維持管理の義務懈怠」の存在は、貴市にて立証されるとの認識で宜しいでしょうか。（立証に必要な調査等に対しては、事業者として最大限協力いたします）	ご理解のとおりです。立証に際しては、最大限協力をお願いいたします。
178	18	第3	1	(1)	⑤	不可抗力に伴う事業者負担について	事業者負担のうち、「災害事業費等の復旧に要する総事業費が一定額未満のもの」との記載がありますが、一定額未満では曖昧で不明確なため、実施契約書又は要求水準書では、具体的な数値（●●円未満）について記載いただくよう、お願いいたします。	No. 176の回答を参照下さい。
179	18	第3	1	(1)		不可抗力⑤	「ただし、災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満のもの」とありますが、「一定額未満」を数値でご教示ください。	No. 176の回答を参照下さい。
180	18	第3	1	(2)		施設の瑕疵に関する責任	「瑕疵に関する責任は「契約不適合責任」、「瑕疵担保請求」については「契約不適合の修補の請求もしくは損害賠償請求」が適切と考えます。ご検討ください。	ご意見として承ります。
181	18	第3	1	(2)		施設の瑕疵に関する責任	「運営権設定対象施設及び事業者譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵があった場合」とありますが、「包括的民間委託」の対象施設についてもご教示ください。	包括民間委託については対象外と考えております。なお、実施方針（案）にて、表現上工夫し、煩雑とならないような表現としたいと考えます。
182	19	第3	1	(2)		②事業終了後の瑕疵担保請求期間	事業終了後に事業者が負う契約不適合責任は、事業終了日からの1年以内に限られる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
183	19	第3	1	(3)		国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	①で「市及び事業者が生じた損失は各自が負担する」とありますが、法令や政策等の変更は事業者がコントロールできないリスクです。そこから生じた事業者側の損失は、基本的に御市の負担ではないでしょうか。	一般的な法令等変更リスクは、原則として市と事業者との間で協議の上リスク分担を行うことを考えております。
184	19	第3	1	(3)		国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	特定法令等変更により運営権者にもたらされた損害については、原則貴市でご負担いただけないでしょうか。	No. 183の回答を参照下さい。
185	19	第3	1	(3)	②	市の特定条例等の変更にかかる損失負担について	特定条例等変更にかかる事業者の損失は市が負担するとありますが、事業者の損失には逸失利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	原則、逸失利益は含まれておりません。
186	19	第3	1	(4)	①	需要変動の包括的民間委託への適用について	需要変動については、包括的民間委託におけるサービス購入費用の変更についても適用されるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	委託費に関しては、固定費+変動費として計上することを考えております。詳細は募集要項等で示します。
187	19	第3	1	(4)		需要の変動	事業対象期間での御市の需要予測をご教示ください。また「利用料金が著しく減少」とある「著しく」を数量的にご教示ください。	募集要項等で示します。
188	19	第3	1	(4)		需要の変動	需要変動については一定程度事業者がリスクを負うことは理解しますが、事業者がコントロールできるリスクではございません。30年に渡る長期の需要変動のリスクを事業者が負うことは現実的ではないため、著しい変動に限らず、一定の変動を超えた場合のリスク分担について明確なルールを設定いただきたくお願いします。	募集要項等に示します。
189	19	第3	1	(4)		需要の変動	「著しく減少」については定量的な基準を設けていただきたくお願いします。	募集要項等に示します。
190	19	第3	1	(4)		需要の変動	下水道のコンセッション事業において、事業者は需要をコントロールすることはきわめて難しいものと考えております。この点を踏まえると、「必要に応じて」という条件は付さなくてよいものと考えますが、いかがでしょうか。	ご意見として承ります。
191	19	第3	1	(5)	①	物価変動の包括的民間委託への適用について	物価変動については、包括的民間委託におけるサービス購入費用の変更についても適用されるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
192	19	第3	1	(5)		物価の変動	事業対象期間（30年間）の物価変動を契約前時点で予測することは困難です。他方で利用料金は、議会の承認などが必要であり、事業者がコスト増対応のため等で、自らの意志のみで決めることはできません（リスク負担できません）。物価変動などに伴う収入及びコストの変動への対応に関しては、より具体的に実際のルール設定が必要ではないでしょうか。	募集要項等に示します。
193	19	第3	1	(5)		物価の変動	物価変動に伴うコストの増減は事業者がリスクを負うことは理解しますが、事業者がコントロールできるリスクではないことや、受益者負担の原則を考慮すると、一定の増減が発生した場合には、適切に利用料金に反映されるべきと考えます。また、30年に渡る長期の物価変動リスクを事業者が負うことは現実的ではないため、著しい変動に限らず、定期的な物価変動の利用料金への反映をご検討ください。	募集要項等に示します。
194	19	第3	1	(5)		物価の変動	「著しく減少」については定量的な基準を設けていただきたくお願いします。	募集要項等に示します。
195	19	第3	1	(5)		物価の変動	「事業者が収受する利用料金が著しく減少」したうえで、なお、「さらに継続的に～予想される場合」とのこと。著しく減少した事実があったにも関わらず、さらに事業者の収入が減少することが予想されない限り、割合改定をしないのは、事業者にリスクを寄せすぎではないかと感じましたが、いかがでしょうか。	リスク分担として過度に事業者に負担をかけているとは考えておりません。民間事業者のノウハウ等を最大限に期待していることからのこのような記載方法となっているところです。
196	19	第3	1	(5)		物価の変動	本文における「必要に応じて」は不要ではないかと考えますがいかがでしょうか。本文の事象は、すでに利用料金の設定割合の改定が必要な状況ではないかと考えております。	ご意見として承ります。
197	19	第3	1	(6)		国補助金制度の変更等	「交付額に応じた事業の実施を原則」とのことですが、貴市が設定される事業費に基づき、提案書提出当初に想定していた事業（工事）が履行できない場合のリスク分担は、契約書案に明文化されていくと考えてはいかがでしょうか。たとえば、①貴市が増大した修繕費を負担する、②利用料金設定割合の改定対象とすることが考えられます。30年間の事業であり、交付額が減少することも十分想定され、そのうえで「交付額に応じた事業の実施を原則」とされていることを憂慮しております。	運営権事業は、PF1法に基づくものであることから、民間事業者の資金を用いた更新等を否定するものではありません。このため、健全な事業運営をはかっていただくために適宜柔軟な対応等を提案していただくことを期待しております。
198	19	第3	1	(6)		国補助金制度の変更等	「国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては・・・交付額に応じた事業の実施を原則とする」とありますが、改築計画の変更を余儀なくされる場合等、その後の維持管理費に影響が生じることが懸念されます。その場合においては利用料金設定割合の改定に応じる等、適切なリスク負担をご検討ください。	No. 197の回答を参照下さい。
199	20	第3	3			事業実施状況のモニタリング	第三者によるモニタリングについては、どのような位置づけで行われる想定でしょうか。事業者に対する過度な負担を懸念する意図での質問です。	募集要項等に示します。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
200	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	「また、包括的民間委託に関しては、(中略)縮減額に関してプロフィットシェア(入札時に提出する計画以上に縮減した場合、縮減分を市と事業者でシェアする)を導入する予定である。」と記載されておりますが、シェアの割合についてお考えはありますでしょうか。	募集要項等に示します。
201	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	公共施設等運営事業における改築業務のインセンティブ対象は、 ・改築提案額を基準とし、基準からの削減分を対象額とする ・対象額は全額、事業者に帰属させる という認識で宜しいでしょうか。	運営権事業における改築事業については、インセンティブ対象外と考えていますが、ご意見として承ります。
202	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	附帯事業によって収入(例:消化ガス発電をFIT事業で実施した場合の売電収入など)が発生した場合、当該収入増は原則として事業者に帰属するという認識でよろしいでしょうか。	附帯事業によって発生する売電収入等の収益は市に帰属します。よって、ご質問のFIT事業で実施した場合の売電収入が事業者に帰属する場合は任意事業に該当します。
203	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	公共施設等運営事業においては、経費節減による支出減については事業者に全額帰属するのに対し、包括的民間委託においては縮減額に関して貴市と事業者でシェアすることになるという理解でよろしいでしょうか。	包括業務に対し、事業者側が提案に基づき対策を実施し、縮減されたものに関してシェアすることを想定しております。募集要項等で示します。
204	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	包括民間委託におけるプロフィットシェアについて、経費節減のための事業者の技術開発投資等をご考慮いただいたシェア率を定めていただけないでしょうか。(例えば市と事業者のシェア率=1:9等)	ご意見として承ります。
205	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	「事業者の創意工夫、効率的な運転管理によって生じる経費節減による支出減については、原則として全額を事業者に帰属」とありますが、これは運営権が設定される西部浄化センターの運営以外の包括的民間委託の業務にも当てはまると理解してよろしいでしょうか。	No. 203の回答を参照下さい。
206	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	西部浄化センターの改築は包括的民間委託ではないことから、提案時の当初計画と比較して縮減できた額については、原則として全額を事業者に帰属すると理解してよろしいでしょうか。	運営権施設に関する改築工事において、インセンティブ対象とはなっておりません。交付金事業として適正な対応を行うように考えております。
207	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	「包括的民間委託に関しては、契約期間が長期にわたるため」とありますが、30年間の委託金額や施設の改築・修繕計画などを契約時に決めておくのは難しいのではないのでしょうか。その結果として契約当初に要求水準をセッティングすることも難しいのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。
208	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	「性能発注の部分での費用の縮減額は民間側に帰属する」とのプロフィット・シェアの理解で宜しいでしょうか。	No. 203の回答を参照下さい。
209	21	第3	7	(2)	ア	本完全無議決権株式	本完全無議決権株式は「いつでも自由に処分することができる」とありますが、16頁では「SPCが発行するすべての株式は、譲渡の承認には、SPCの承認機関に加えて市の承認を必要とする」とされています。どちらが正しいのでしょうか。	修正致します。
210	21	第3	7	(2)	イ	本議決権株式	本議決権株式を「他の本議決権株主」に処分(譲渡)する場合は、貴市の承認は必要ない、という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	22	第4	-	-	-	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	本章(第4)に記載された内容は、公共施設等運営事業に特有の内容であり、包括的民間委託については本章では対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	22	第4	1	(2)		事業用地の貸付に関する事項	本事業は、事業用地を無償で貸付いただくものと思われませんが、本件に関する契約締結は不要でしょうか。	募集要項等に示します。
213	23	第5	-	-	-	実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	本章(第5)に記載された内容は、公共施設等運営事業に特有の内容であり、包括的民間委託については本章では対象外との理解でよろしいでしょうか。	本事業全てが対象となります。
214	24	第6	-	-	-	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	本章(第6)に記載された内容は、公共施設等運営事業に特有の内容であり、包括的民間委託については本章では対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、運営権事業の継続が困難となった場合には包括的民間委託も影響するため、一体として考えており、表現方法等の見直しは募集要項等で示します。
215	24	第6	1	(1)	イ	解除措置	解除等により終了した場合に、事業者が対象施設に施した修繕による効用増加に相当する費用と、改築工事途中で解除等により終了した場合に改築工事の出来形部分に相当する代金については部分引き渡しにより貴市が支払うことを明確化していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
216	24	第6	1	(1)	イ	①包括的民間委託の取り扱いについて	包括的民間委託が公共施設等運営権事業と一体の契約であれば、運営権の取り消しによって、当然に、包括的民間委託も解除されるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。逆に包括的民間委託の事由において解除となる場合、運営権事業に対する本条項の取り扱いについてもご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段は、検討します。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
217	24	第6	1	(1)	イ	③運営権対価の清算について	「残事業期間に係る運営権対価前払金を清算しない」との記載がありますが、ここでいう「運営権対価前払金」とは、運営権対価を一括で支払った金額（運営権対価一括支払金）のことでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。なお本文章は運営権対価の支払方法（一括、分割）が混同して記載しておりますので修正致します。
218	24	第6	1	(1)	イ	③運営権対価の清算について	契約解除に伴う運営権対価の清算について、運営権対価を分割払いで支払う場合は残事業期間の支払いは免除されるが、一括払いの場合は残事業期間に相応する運営権対価は事業者に戻らない、との解釈でよろしいでしょうか。この解釈でいい場合、一括払いの場合では清算しない理由（ペナルティー？）をご教示ください。	No. 217の回答を参照下さい。
219	24	第6	1	(1)	イ	解除措置	③の残事業期間に係る運営権対価前払金とは、運営権対価を前払した場合に、運営権対価を事業期間の日数で除して、解除した日から令和38年3月31日までの日数分の運営権対価が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 217の回答を参照下さい。
220	24	第6	1	(2)	イ	解除又は終了措置	「事業者の損失相当額」の算出は、事業者が算出した損失相当額をベースとし、協議の上決定するという認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	24	第6	1	(2)	イ	②事業者に支払う損失負担について	市は事業者に対して損失相当額を支払うとの記載がありますが、この損失相当額には逸失利益も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	原則、逸失利益は含まれておりません。
222	25	第6	1	(4)	イ	②市及び事業者に生じた損失負担について	19頁 第3 1 (3) ②では、特定条例等変更にかかる事業者の損失は市が負担するとあります。一方で、当該頁については、「損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない」と記載されており、相違があるものと思慮します。本件の考え方についてご教示ください。	修正致します。
223	28	別紙1				別紙1	「包括的民間委託」の部分は本件での「特定事業」の対象外との理解で宜しいでしょうか。そうであれば、「包括的民間委託」の関係性についてもご教示ください。	特定事業の対象となります。
224	29	別紙2				利用料金設定割合の改定に関する事業者発意のケース	別紙2の図は、本文の第1. 1 (1)イの「料金改定に伴う利用料金設定割合の改定」、及び、同カ②「事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定」(ア)から(ウ)が記載されていますが、同カ①「事業者の提案による利用料金設定割合の改定」の「事業者は、第1_1 (11) イに示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定に関わらず、随時、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。」による改定は記載されていないという理解で宜しいでしょうか。もし同カ①についても別紙2に記載されていたら、別紙2のどの部分に該当するかご教示いただければ幸いです。	別紙2で示す青囲み内容に第1_1 (11) カを含みます。
225	29	別紙2				著しい物価変動時	著しい物価変動を判断するベースは、提案時の積算月度もしくは実施契約締結月度の物価のどちらでしょうか。改定検討の基準となりますので、提案時の積算に用いる物価の月度等は明確に定めていただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
226	29	別紙2				著しい物価変動時	近年は著しい物価上昇が続いており、事業者が許容できる水準を超えている物もございます。物価上昇に当たっては、実情に即した合理的かつ客観的な基準に基づき、利用料金設定割合を改定できるようお願いできないでしょうか。	募集要項等で示します。
227	29	別紙2				別紙2	説明図の中に「急激な」、「著しい」あるいは「著しく」との表現がありますが、それぞれについて定量的にご教示ください（利用料金設定割合の変更ルールを、具体的にご教示ください）。	募集要項等に示します。
228	30	別紙3				リスク分担表全般について	本事業は、公共施設等運営事業（運営権設定対象施設）と包括的民間委託（運営権設定対象施設以外の施設）を併せた事業方式との理解です。公共施設等運営事業と包括的民間委託では権利・権限や責任の程度が異なることから、リスク分担も相応に異なるものと認識しております。リスク分担は民間企業が応募に際して注視する事項ですので、公共施設等運営事業と包括的民間委託におけるリスク分担が混同しないように、公共施設等運営事業と包括的民間委託部分を区分する等して、わかりやすく、可能な限り漏れなく、ご記載いただけるようご検討ください。	ご意見として承ります。なお、共通事項も多いと考えます。表現上は工夫し、煩雑とならないような表現としたいと考えます。
229	30	別紙3				別紙3	「運営権事業」と「包括委託事業」では、事業者に付与される権限と責任が異なるので、リスク分担も異なるのではないのでしょうか。両事業それぞれのリスク分担についてご教示ください。	No. 228の回答を参照下さい。
230	30	別紙3				1 法令等変更	各事業に直接関係する法令変更リスクは市及び事業者各自が負担とのこと。法令変更に対応するため、予定していなかった追加的工事が発生した場合、総工事費が事業者からの提案額を上回る場合であっても、貴市が工事費を負担されるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 183の回答を参照下さい。
231	30	別紙3	5			第三者損害	対象施設以外の管路や施設に起因する損害については、事業者にリスクがないことを明記していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
232	30	別紙3				共通－経済－7 金利・為替変動	「利用料金改定規定」は、公告時にお示しいただけるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
233	30	別紙3				8 物価変動について	物価変動における包括的民間委託部分のリスク分担がありません。包括的民間委託部分でも物価変動におけるサービス購入費の変更は必要となりますので、包括的民間委託部分に対応するリスク分担の追記をお願いいたします。	No. 228の回答を参照下さい。
234	30	別紙3				別紙3 共通 その他 10 不可抗力 上記以外（事業者の経営努力で対応するもの）	「事業者が料金改定などの経営努力により事業維持を目指す。」として事業者のみのリスク負担となっていますが、料金改定は事業者の意志のみではできないので、少なくとも市側もリスク負担をする事柄ではないでしょうか。	表現を見直し、募集要項等で示します。
235	30	別紙3				別紙3 その他10不可抗力 指定する保険により対応可能な範囲	市が予め指定する保険について、保険の種類、付保条件、保険料等の詳細をご教示願います。	募集要項等に示します。
236	30	別紙3				10 不可抗力に含まれる事象について	異常水質（有害物質、毒劇物等）の汚水流入による処理機能不全是、不可抗力に該当するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	質疑に例示いただいた異常水質に関しては善管注意義務の範囲内においてご理解のとおりです。
237	31	別紙3				リスク分担表全般	市または事業者に帰責性がある場合でリスク分担がなされている項目が複数ありますが、いずれの当事者にも帰責性がない場合のリスク負担に関する基本的な考え方を教示いただきたくお願いします。	帰責性がある項目でも両者を分担としている箇所については、両者が協議し、相互に協力し合うことでリスクを最も良く管理できる者が当該リスクを分担することを考えて設定しております。
238	31	別紙3				リスク分担表	運営事業と包括的民間委託は事業の性質や主体が異なることからリスクの負担すべき者もそれぞれ異なるかと思いますが、事業形態ごとにリスク分担表を作成する予定はないのでしょうか。	No. 228の回答を参照下さい。
239	31	別紙3				別紙3 経営 17需要変動	事業者側にリスク負担がありますが、30年間の需要変動を事業者が予測するのは困難です。市側のリスク負担ではないでしょうか。また御市が想定する当該期間での需要をご教示ください。	公共施設運営事業の趣旨を鑑み、事業者のリスク負担としています。後段については募集要項等で示します。
240	31	別紙3				維持管理－19水量の変動・20水質の変動	流入汚水の水量と水質の変動幅については要求水準書（案）でお示しいただけるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	31	別紙3				20水質変動リスク	「施設能力を超える恒常的な水質の変化」の内容は、可能な限り定量的な表記をお願いできませんでしょうか。また、このような水質の変化に該当する過去事例があればご教示いただけないでしょうか。	定量的な内容については、募集要項等で示します。過去において、施設能力を超える恒常的な水質の変化はありません。
242	31	別紙3				21 施設の瑕疵	一定期間とは1年以内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	31	別紙3				21 施設の瑕疵	21. 施設の瑕疵に記載している事項は、運営事業と包括的民間委託と同じという理解でよろしいでしょうか。	No. 228の回答を参照下さい。
244	31	別紙3				24 動力費の変動について	包括的民間委託部分にも適用され、サービス購入費用の変更について、事業者は市と協議できるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No. 186を参照ください。
245	31	別紙3				24 動力費の変動について	「著しい動力費の変動」とありますが、「著しい」という記載では曖昧なため事業を実施する中で揉める要因となりますので、実施契約又は要求水準書では、数値化することが必要です。ご検討ください。	募集要項等で示します。
246	31	別紙3				25 薬品供給	著しい薬品費の変動があった場合は、動力費の変動と同様に利用料金設定割合の変更について協議することとしていただけるでしょうか。	前提条件として薬品は、選定・購入費等をはじめ事業者側の工夫が最も働きやすいものであると考えております。これらを考慮したとしても事業運営上に問題を発生する世界的・国内的な情勢が働く場合は協議します。
247	31	別紙3				26 汚泥処理	20に定めた範囲を超える流入水質変動に伴う汚泥処理・処分費の増加は市の負担と理解しております。念のための確認ですが、当該変動に伴う業務従事時間の延長、汚泥処理速度の引き上げによる含水率の上昇（処分費の増加）等、流入水質変動に起因するものと合理的に認められる増加費用は、20に準じて貴市がご負担する理解でよろしいでしょうか。	原則、本事業が運営権事業ということを念頭にリスク分担を示しております。このため、単純に市側へのリスク分担を求めることは想定しておりません。但し、不可抗力となる場合には、相互協議の上、リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを分担することを考えて設定しております。
248	31	別紙3				27 発生汚泥	汚泥量の増加、品質の変化については、流入水質由来が要因となることが多く、流入水質のコントロールが事業者ではできないものと思慮します。そのため、少なくとも市と事業者双方を負担者として検討頂きたく存じます。	急激な流入下水の性状変化等は、不可抗力のリスクとして考えます。但し、経年的・経時的な変化によるものは事業者側のリスクとして考えます。
249	31	別紙3				別紙3 維持管理経営 要求水準未達 30	法令の制度変更あるいは行政側の事由で要求水準書に変更が生じたことによる要求水準未達は、一義的に市側のリスク負担ではないでしょうか。	要求水準に関しては、期間が長く且つ情勢等も変化するため、相互協議の上、合意したものに限り見直すことを予定しております。このため、法的な変更（放流水質の条例変更等）があった場合には見直すこととなるため、未達とはならないと考えております。
250	31	別紙3				別紙3 維持管理経営 要求水準未達 30	流入下水の性状変化等の入口条件の変化による要求水準未達も想定できるため、リスク負担者は市、事業者の両者になるのではないかと考えますがいかがでしょうか。	急激な流入下水の性状変化等は、不可抗力のリスクとして考えます。但し、経年的・経時的な変化によるものは事業者側のリスクとして考えております。

西部処理区運営事業 実施方針（素案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
251	31	別紙 3				30 要求水準未達について	事業者のみの負担となっていますが、事業者の帰責以外（不可抗力、市の帰責による場合等）での要求水準未達については適用されないと理解しており、市の負担も想定されず。実施契約書や要求水準書の中で、事業者の要求水準未達が適用されない具体的な事象について記載が必要と考えます。ご検討ください。	ご理解のとおり、不可抗力や市の帰責事由に関しては、リスク分担の共通・その他が適用されます。なお、具体的な事象を全て記載することは困難と考えております。
252	32	別紙 3				別紙3 その他 44入札手続	「本事業の契約に関する議決が市議会で得られない場合」は、事業者側がコントロールできないリスクなので、事業者側のリスク負担とはならないのではないのでしょうか。	各自の負担と考えております。